## 那覇地方裁判所委員会(第4回)議事概要

### 第1 開催日時

平成17年5月23日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

## 第2 開催場所

那覇地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

# (委員)

阿波連光,稲田隆司,川見裕之,金城仁,黒木美智,島袋鉄男,染矢弘芳平良武,藤村啓,横田信之

### (説明者)

窪木稔(裁判官), 西井和徒(裁判官), 中村文生(事務局長), 渡嘉敷康雄(民事首席書記官), 與儀典子(刑事首席書記官)

## (庶務)

河相秀達(総務課長),仲村俊一(総務課長補佐)

#### 第4 議事

- 1 開会(総務課長)
- 2 委員長の選出

当委員会の委員長であった濱崎前那覇地方裁判所長が,平成16年12月18日付けで福岡高等裁判所に転出し,藤村那覇家庭裁判所長が同日付けで地裁所長に就任し,同日付けで当委員会の委員にも任命しているが,委員長が空席状況だったため,地方裁判所委員会規則第6条第1項に基づき,委員の互選により委員長の選出が行われ,染矢委員から藤村所長を推薦する旨発言があり,出席委員の全員一致で那覇地方裁判所長である藤村委員が委員長に選任された。なお,委員長が選任されるまでの議事進行は,委員長代理である島袋委員が行った。

- 3 委員長の就任あいさつ
- 4 「裁判員制度に関する国民の関心を高める方法」について

### (1) ビデオ視聴

最高裁判所作成の「裁判員模擬裁判」ビデオ(90分版)を1時間に短縮編集したものを視聴した。

## (2) 質疑応答・意見交換

具体的な裁判員の選任や評議等がビデオ視聴によってイメージできたため 多数の質問や感想,活発な意見交換がなされた。(意見交換結果要旨は第5 に記載)主な意見等は次のとおりであった。

- ・・ビデオを見ての感想は,大半の委員が分かりやすかったと述べた。
- ・ 裁判員制度の実際の運用が,選任一つをとっても非常に大変だという 認識を改めて持ったという委員が多数いた。
- ・ 国民に向けた裁判員制度そのものと,国民参加の動機付けに関する P R の重要性(どうして今裁判員制度が導入されたのかという点や,国民 参加の意義等に対する説明が少ない)

#### 5 委員の留任について

大半の委員がこの7月で2年の任期が切れることから,地裁委員会において継続的なテーマとなっている「裁判員制度」の議論の継続性のためには現地裁委員会の態勢維持が不可欠であり,委員長から出席委員に対し,留任の依頼がなされ,了承された(なお,黒木委員はその出身母体である沖縄県民生活センターの所長を本年3月に退職されており,後任等につき別途協議することとなった。)。

## 第5 意見交換結果要旨(:議長,:委員,事務局)

#### テーマ【裁判員制度】

: N H K で放映された裁判員制度の説明より具体的な手続を想定しているもので分かりやすかった。

国民に対する具体的な広報活動をどう考えているのか知りたい。

: 多くの裁判員候補者を呼んでどのように選ばれていくのか具体論や選ばれた 裁判員が公判でやっていくのか少しは理解できた気がする。 今回視聴したビデオは,裁判員候補者が出頭した後に具体的にどのように選ばれていくのかや選ばれた後の手続の進め方が具体的でイメージしやすかった。法律用語の説明方法等についてはまだ工夫が必要かもしれない。

: ビデオを見た感想として,裁判員制度の意義に関し1行程度しか述べられておらず,なぜ今裁判員制度なのかという意義を説明してモチベーションを高めないといけないと思う。自分としては,裁判員制度の存在意義は,国民の権利であり,司法と協力しながら行うものだと考えている。

広報としては、ドラマづくりなどどうだろうか。

私は、裁判員制度を国民の権利のイメージで捉えている。しかしながら、裁判員制度に対する国民の理解は不十分であると思う。制度についての理解がないと盛り上がってこない。

ビデオでは,裁判員制度の意義について1行程度しか触れられていない。 裁判員制度のドラマなどは広報効果が上がるのではないかと思う。

: 裁判員はどのように選ばれるのか分かったが,集めるのが大変だと思った。呼ばれた方としても自分がきちんと裁判できるのかという不安がある。裁判員を選ぶ方も選任にあたっては慎重になるのではないかと思う。判断力があるかとか,選ぶのも慎重にならざるを得ないとの印象を得た。裁判員を断れる理由も種々あり,高齢等年齢面を含め裁判の維持できるかどうか疑問を持った。当たる回数についても興味がある。

裁判員に選ばれた場合,判決までに数日間というものの陪審員のように隔離してしまうかどうかも興味がある。今回のビデオではイメージしやすいように人形や包丁を使用していたが,殺人など悲惨な場面等の記録を見せられると精神的な負担は大きく,トラウマとなるのではないか。

: 気持ちとしては,裁判員の通知は召集令状を受け取るような感じがする。<br/>
不選任となった場合,再度選ばれることはないのか,男女比はどうなるのか

に興味がある。

:ビデオを見て,実際の運用や色々な準備等大変だということを再認識した。

PRも含めてやるべき方策を統一的に行う必要があると考えるが,裁判所以外にどこがどのように進めているのか。司法制度改革等推進本部が中心となって行っているのか。総合的な推進本部が必要だと思う。

裁判員制度については,使用者の理解も必要だと思うが,そこに対する P R も不足しているのではないか。

どれをとっても態勢が不十分だと感じる。

:今回視聴したビデオは一般人へのPRを目的として作成されていない。

裁判員制度が始まるまでに何回も模擬裁判を行い, 誰もが選任される可能性があること, 裁判ではどのようなことをするのか, 裁判員には専門的な知識は必要ではないということの体験者を多く作る必要があるのではないかと考えている。そのためには、企業を巻き込んで、例えば、 銀行5名、会社5名というように、どこから何名と指定して行うことも必要になってくると思う。

裁判員制度については精神的負担がよく取り上げられるが,制度が開始されるまでにいるいろなハードルをクリアしていかなければならないと思う。

: 検察庁としては,裁判員手続きをイメージしてシミュレーションを行っている段階である。裁判員として参加してもらうにしても連日的に開廷し日数を短くする必要がある。せいぜい5日間だと考えている。当面は,今秋施行の公判前準備手続でどれだけ短縮できるかが問題となる。

裁判員制度のPRについては、関係者が主体的に進めていく必要がある。目で見えるものとしてビデオが完成した。マスコミとの意見交換も必要だと考えている。沖縄では、陪審員制度を行った歴史があり、当時の資料等を調査してみることも必要かもしれない。また、離島を抱えているという問題もある。

:国民参加の動機付けの検討,導入したときの問題点を明らかにしてどう対処するのか議論する必要がある。

:より多くの人に参加してもらうということを考えると,例えば,公民館を利用して裁判を開くということはできないのか。離島の人は参加しやすくなるの

ではないか。

:離島のように人口が少ない地域で,その地域の人が裁判員として担当することについては,かえって問題があるのかもしれない。巡回裁判みたいなことは想定されていない。

: 仕事を理由とする辞任がどこまで認められるのか,基準が示されるといい。 裁判官の任用の問題は,今裁判員制度を導入しないといけないことと関係はないのか。

: なぜ裁判に国民が参加しないといけないのか,この点を強調する P R ビデオができればよい。

私は,この問題を考えるときに,裁判員法が成立する前の公聴会で出された 女子高生からの「2~3人の優秀な裁判官よりも,10人の仲間に裁かれたい」 という意見を思い出す。一言でいうとそういうことなのではないかと思う。

現在は国民に対する啓発段階なのだと思う。

:マスコミに勤めている関係で社内的には関心は高いと思うが,制度の中身を きちんと理解しているかというと不十分ではないかと思う。

現行制度でもよいのに裁判員制度として国民を参加させる意義を運用している方が説明をして欲しい。

法曹三者の専門家が、どうして裁判員制度が導入されたのか国民に説明する必要がある。

:自分たちがやってきたことを否定するようで非常に言い難い面がある。法曹 三者としては,きちんと手続をやるしかない。現行の問題点を国民参加によっ て補えればよいと考える。

裁判員の確保等については,現在の証人尋問の際の出頭確保と安全確保等保護の面においても同様である。例えば,証人から忙しくて出頭できないということであれば,勤務先に説明をするし,暴力団関係の事件であれば証人の保護を図るようにしている。

また、次世代の裁判員候補者として、法教育も重要になってくると考えてい

る。

: どうして裁判員制度が導入されることになった理由について,きちんと時系列的に説明したものがあればよいと思う。導入理由についてわかりやすいものがあれば,主要団体に呼びかけることは可能である。

選任手続きの在り方として、選ばれる人の能力・水準や男女比はどうなるのか。

: 裁判員法では欠格事由等が規定されているだけである。法では男女比について特に規定していない。候補者名簿を作成する際に男女比を設けることも想定されていない。選任した結果として,男女比が3対3とならないことはあるかもしれない。

裁判員の判断能力に問題があるかを選任段階で発見することには、困難な点があろう。

:精神医療界では,ボランティア等が悲惨な状態に関与することにより代理トラウマと呼ぶ状況が生じ,その人が精神的に参ってしまうことがある。その場合には担当から外すことがルール化されている。裁判員制度の場合にはどうなのか。

:補充裁判員を含めて裁判員となった場合に,ある程度ストレスを受けることはあると思う。

: 倫理の問題として,ケースによってはかなりのストレスを受ける可能性があることをあらかじめ伝えておくべきであると思う。

:裁判員の選任手続を法廷で行う必要があるのか。ビデオのように証言台の前で質問を受けると被告人になったような印象を受ける。

: 選任手続については, 法廷で行うことは要件となっていない。

: 段階を経て広めていったらどうかと思った。まずは理解した人に協力しても らいながら広めていくのがよいのではないかと思う。

広報については,委任を受ければ出張をして説明できることから行いたいと 考える。 :実際のところ,裁判員制度はスムーズにいきそうなのか。

: 長期化の原因となっていた争点整理の不十分さという点については,今秋施行の公判前整理手続が導入されるので改善されると思われる。裁判員の資質という点はまったく予想できない。また,時間的な制約を強調するよりも国民の納得の方が優先しなければならないことも理解していただきたい。

:裁判員が導入されると労働量が増加するが、裁判官等の人数も増加するのか。

: 弁護士の仕事のうち9割が民事,残り1割が刑事というのが一般的である。 そのような中で裁判員制度の集中審理に対応できるのかといった問題もでてくる。

# 第6 次回の予定

1 日時

平成17年10月11日(火)午後1時30分から午後4時30分まで

2 議題

今回に引き続き、「裁判員制度」に関する意見交換